

京都府国民健康保険団体連合会 通常総会 議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火） 午後1時00分～午後1時45分
2. 開催方法 参集及びWeb会議方式によるハイブリッド開催
3. 出席者数 会 員 38名（委任状6名）
事務局 8名 他管理職 6名
4. 付議事項

【議決事項】

(1) 令和6年度分

議第24号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

(2) 令和7年度分

議第1号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

議第2号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課

議第3号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算

議第4号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

議第5号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算

議第6号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算

議第7号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第8号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

議第9号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第10号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

議第11号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算

議第12号 京都府国民健康保険団体連合会理事及び監事の選任

【報告事項】

令和 6 年度分

報告第 2 号 専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 3 号 専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 4 号 専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 5 号 専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 6 号 専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 7 号 専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

【その他】

令和 6 年度第 1 回外部監査結果報告について

5. 議事内容

（理事長挨拶）

皆さん、こんにちは。

理事長を仰せつかっております、長岡京市長の中小路でございます。

通常総会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申しあげます。

本日、参集及び WEB のハイブリッド方式による総会の開催をご案内申しあげましたところ、会員の皆様方には、ご多忙の中にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、本会の事業運営にご理解とご協力をいただいております、この場をお借りし、重ねて御礼申しあげます。

さて、後程、事務局から事業等の説明がありますが、支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用につきましては、令和 6 年 4 月の受付領域の共同利用に続いて、審査支払領域の共同利用に向けて、国保中央会等との連携の下、システムの開発や最適化に取り組んでいるところでございます。

また、今後、国保連におきましては、国の方針である「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に基づく医療 DX の推進により、予防接種事務のデジタル化や、介護情報を自治体や介護事業所等が電子的に共有するための介護情報基盤の整備等を担うこととなるなど、業務が一層多様化して参りますが、会員の皆様のご理解とご協力の下、財務基盤の強化と人材の確保・育成に努め、各種業務の着実な推進に努めて参ります。

本日の総会では、令和 7 年度の事業計画や各会計予算案などについて、ご審議をお願いしております。

ハイブリッド方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、十分にご審議をいただきますようお願い申しあげ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

特にご発言もないようですので、事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

ご異議がございませんので、議長は井手町 西島町長をお願いいたします。
西島町長よろしくお願いいたします。

— 議長による議事の進行 —

(議長)

皆さん、こんにちは。

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。

本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、慣例により議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

<挙手なし>

ご異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

和束町の馬場町長、京都府薬剤師国民健康保険組合の松井理事長、お二人をお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

議決事項の令和6年度分、議第24号「令和6年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」について、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議案書の1頁をお開き願います。

議第 24 号 令和 6 年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

7 頁をお開きいただき、参考として添付している「令和 6 年度 国保連合会補正予算の概要」を用いて、ご説明します。

職員退職手当金特別会計の補正は、当初見込みを上回る退職者が生じるため、不足する退職手当金 3,949 万 3 千円を、退職給付引当資産積立金繰入金を財源として補正するものでございます。

補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問がないようですので、採決に入ります。

議第 24 号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。

賛成多数と認め、議第 24 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議決事項の令和 7 年度分、議第 1 号「令和 7 年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第 1 号 令和 7 年度国保連合会事業計画について、ご説明いたします。

議案書の 9 頁をお開き願います。

7 年度本会事業計画について、別紙のとおり定めるものでございます。

1 枚おめくりいただき、はじめに、「1 令和 7 年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目のマルのとおり、国民健康保険の保険者の共同体として設立された本会は、その後、後期高齢者医療や介護保険、障害者総合支援に係る審査支払業務を順次、実施して参りました。

二つ目のマルに参りまして、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、医療 DX の推進に関する工程表に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定 DX 等の取組を進めるとされ、また、

次の感染症危機に備え、予防接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、予防接種データベースを整備する等、更なるデジタル化の推進が示されています。

三つ目と四つ目のマルですが、8年度から本格実施とされている全国医療情報プラットフォームは、オンライン資格確認等システムを拡充し、レセプトや特定健診、電子処方箋情報に加え、電子カルテや予防接種、介護情報などにわたって共有・連携できる構想とされ、医療・介護 DX の推進に当たって、国保連合会はその実現に重要な役割を担っており、具体的には、国保連合会・国保中央会において、予防接種事務デジタル化への対応として予防接種費用の請求支払業務等を担うためのシステム開発を進めるとともに、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報を電子的に共有するための介護情報基盤の整備に取り組んでいます。

五つ目のマルですが、このように、国や地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請にも対応していくとともに、7年度においては、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の審査水準の一層の向上に努めるほか、市町村等に必要な保健事業支援を実施するなど、通常業務を効率的・効果的に展開し、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、京都府、市町村、国民健康保険組合の業務を幅広く支援するための取組を進めて参ります。

12 頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和7年度事業計画における主な取組」でございます。

まず、(1) 審査支払システムの共同開発・共同利用の取組でございます。

厚生労働省などが取りまとめた「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金との受付領域の共同利用を実現したことから、今後は審査支払領域の共同利用を実現するため、審査支払システムの共同開発に取り組むとともに、クラウド化した国保総合システムの保守・運用費用の削減を図るため、サーバの統合などのシステムの最適化を進めます。

また、支払基金との審査結果の不合理な差異の解消については、引き続き、本会診療報酬審査委員会の各専門科委員による意見を、国保基準に積極的に反映させ、基準統一に向けた取組を進め、審査業務の充実・適正化に努めて参ります。

次に、(2) 予防接種事務のデジタル化の取組でございます。

マイナンバーカードを用いた予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求によるデジタル化については、国保中央会が接種記録など各システムを開発するに当たり、本会は既に市町村からの定期予防接種の審査支払業務を受託していることから、国保中央会ワーキンググループに参画し、システムの利便性向上に努めて参ります。

また、インフラ整備や集合契約を締結する自治体のシステム登録作業等に対応していくとともに、現在、実施している定期予防接種の審査支払業務について、新たな種類の予防接種の対応を含めて円滑に進めます。

次に、(3) 介護情報基盤整備に関する取組においては、自治体・利用者・介護事業所などが介護情報を電子的に共有するため、厚生労働省からの依頼により国保中央会が全国一元的な情報基盤の整備を行うことになりました。

7年度においては、介護保険審査支払等システムの更改とともに、情報基盤の整備に向けて、同システムにおける情報基盤との機能連携や、主治医意見書の電子化対応などに取り組んで参ります。

13 頁へ参りまして、(4) 保健事業の推進に関する取組でございます。

「第 3 期データヘルス計画」に基づき行われる保健事業を推進するため、保険者などが行う保健事業の取組への支援として、KDB システムを活用したデータ分析手法の研修や、保健事業支援・評価委員会を通じた助言・相談など、必要な支援を行います。

また、保険者ニーズを踏まえた事業展開として、モデル保険者を選定し、保険者が中長期的に実施している保健事業について事業評価を行い、効果的な事業展開の支援をして参ります。

次に、(5) IT の統制と最適化の取組でございます。

本会においては、国保総合システムをはじめとした全国標準システムのほか、これらのシステムと連携した複数の独自システムを導入して、効率的な業務運営を行っています。

これらのシステムは、業務上、部署ごとに運用管理する必要がありますが、一方で、セキュリティなどを確保する観点から、統括管理部門において各システムの統制を図りつつ、業務品質の確保と機器構成等の見直しによる経費削減を含めた IT の最適化に努めます。

7年度においては、独自システムの更改に当たって、経費削減を踏まえたクラウド化によるシステムの最適化に努めるとともに、6 年度に外部のデータセンターへのサーバ機器等の移設が完了することから、電算室の縮小工事と併せて執務室の整備を行い、事務所スペースの返却による賃貸料の削減を図ります。

参考のとおり、原状回復費用を含んだ執務室整備費は、8 千 200 万円を見込んでおり、賃貸料削減額は年額で、1 千 270 万円となる見込みです。

最後に、(6) 各種研修会事業の実施でございます。

7年度に予定しております研修会等につきましては、20 頁に記載のとおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡をさせていただきます。

14 頁をお開き願います。

「3 7 年度個別取組」でございます。

7年度の個別取組につきましては、14 頁から 19 頁にかけて、111 項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問がないようですので、採決に入ります。

議第 1 号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 1 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 2 号「令和 7 年度国保連合会負担金の賦課」から議第 11 号「令和 7 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の 21 頁をお開き願います。

議第 2 号令和 7 年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明します。

7 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、23 頁「議第 3 号令和 7 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から 145 頁「議第 11 号令和 7 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算については、151 頁の「令和 7 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

151 頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

本会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計に区分して調製しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。7 年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計ごとにご説明します。

次に、「2 令和 6 年度税制改正に関する対応」についてご説明いたします。

一つ目と二つ目のマルのとおり、国保連合会は、法人税法上「公益法人等」に該当することから、診療報酬の審査支払業務等については、収益事業となり、実費弁償として認められる範囲を超える収入や積立は、課税対象とされていまして。なお、本会が課税対象となったことはありません。

6年度の税制改正において、収益事業とされていた業務のうち、診療報酬の審査支払業務をはじめ、政省令等で定める一定の要件を満たす業務が収益事業から除外されたことに伴い、本会においては、6年12月に書面理事会を行い、税制改正に伴う規程の改正や積立金の補正予算を可決しました。

また、三つ目のマルのとおり、国保連合会が行う業務が収益事業から除外されるには、政省令等で定める要件を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明を受けることが必要となることから、6年度から10年度までの5年間の積立計画書等を厚生労働省へ提出しています。7年度各特別会計予算の繰入金及び積立金については、当該積立計画書に基づき予算を計上しています。

四つ目のマルのとおり、今般の改正に伴い、積立上限額があった退職給付引当資産、財政調整基金積立資産及びICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産については、その上限額が撤廃されています。

152 頁をお開き願います。

「3 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて8,523万4千円増の24億5,040万4千円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、子育て支援医療費助成制度の拡充等に伴う福祉医療審査支払手数料が増となる一方で、被保険者数の減少に伴う取扱件数の減により、国保審査支払手数料は減となっております。また、国・府支出金では、新たに予防接種事務のデジタル化対応のための補助金が交付されるほか、府補助金については、一般会計からの組み換えにより増加しております。繰入金についても、事務所縮小工事による減価償却引当資産からの繰入金が増となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、セキュリティシステムに係る機器購入費等の増に加えて、積立金では、今後見込まれる国保総合システムの審査領域を支払基金と共同利用するためのシステム開発等に備えた減価償却引当資産への積立金が増となっております。

153 頁をご覧ください。

「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて8,341万1千円減の4億5,697万7千円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い介護給付費審査支払手数料が増となる一方で、繰入金では、6年度において、7年4月更改の介護保険審査支払等システムの更改費等に充当した減価償却引当資産とシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、介護保険審査支払等システム更改に伴う機器購入費の減のほか、積立金では、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産への積立金が減少しております。

154 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 5,602 万 6 千円減の 1 億 3,969 万 7 千円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い障害介護給付費及び障害児給付費等審査支払手数料が増となる一方で、3 年ごとに事業所から徴収する電子証明書発行手数料が減となっております。また、繰入金についても、介護保険事業関係業務特別会計と同様に、6 年度において、7 年 4 月更改の障害者総合支援給付審査支払等システムの更改費等に充当した減価償却引当資産とシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が減となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、障害者総合支援給付審査支払等システム更改に伴う機器購入費の減のほか、積立金では、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産への積立金が減少しております。

155 頁をご覧ください。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 1 億 5,529 万 4 千円増の 15 億 4,180 万円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、被保険者数の増加に伴う取扱件数の増により手数料が増していることに加えて、繰入金でも、8 年 4 月更改予定の後期高齢者医療請求支払システムの更改費等に充当する減価償却引当資産及びシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となるほか、事務所縮小工事による財政調整基金積立資産等からの繰入金も増額となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、後期高齢者医療請求支払システムの更改に係る開発・改修経費の増のほか、積立金でも、診療報酬審査支払特別会計と同様に、今後見込まれる国保総合システムの審査領域を支払基金と共同利用するためのシステム開発等に備えた減価償却引当資産への積立金が増加しております。

156 頁をお開き願います。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 170 万 5 千円増の 9,449 万円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、後期高齢者の被保険者数の増加に伴い後期高齢者健診等手数料が増加する一方で、国保の被保険者数が減少することに伴い特定健診・特定保健指導等手数料が減額となっております。繰入金では、8 年 4 月更改予定の特定健診等データ管理システムの更改費に充当するシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、特定健診等データ管理システムの更改に係る開発・改修経費が増額となっております。一方、積立金では、減価償却引当資産への積立金が減額となっております。

157 頁をご覧ください。

引き続きまして、「4 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

6 年 9 月までの支払実績額を基に算定した 6 年度支払見込額に、支払額の過去 3 箇年の対前年度伸び率のうち最も高い伸び率に 0.1 を加算した率を乗じて 7 年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、この頁の「① 診療報酬審査支払特別会計」から次の頁の「⑤ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

7 年度からの変更点をご説明しますと、「① 診療報酬審査支払特別会計」の福祉医療等費用に関する支払勘定は、風しんの追加的対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業が 6 年度末で終了したことを受けて、抗体検査等費用に関する支払勘定から名称を変更しております。

158 頁をお開き願います。

「5 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目のマルのとおり、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでおります。

次に二つ目以降のマルは特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、自己都合退職者 1 名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目のマルのとおり、高額療養費支払資金貸付金特別会計の予算は、貸付実績を基に予算を計上しています。

最後に四つ目のマルの第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の予算は、6 年 12 月までの支払実績額を基に算定した対前年度比の増減率 0.01 を 6 年度予算額に乗じて 7 年度支払見込額を見積もっております。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、159 頁の表に記載のとおりでございます。

次の 160 頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

161 頁をご覧ください。

「7 積立資産等の状況」でございます。7 年 2 月 1 日現在の 6 年度末及び 7 年度末の残高見込を積立資産ごとに取りまとめております。

162 頁をお開き願います。

「8 手数料及び負担金一覧」で、7 年度に改定をお願いする手数料についてご説明いたします。

163 頁をご覧くださいまして、(2) 診療報酬審査支払特別会計の項番㉔から㉙の手数料につきましては、6 年度で事業が終了するものでございます。

次に 164 頁の後期高齢者医療に係る項番㉚の後発医薬品差額通知対象者データファイル等作成手数料については、業務実費改定に伴う改定でございます。

このほか、(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の手数料につきましては、7 年度から 9 年度までの収支見通しにより、据置きとしております。

最後に、167 頁と 168 頁は職員給与費明細書でございます。

7 年度の職員数は前年度と同数の 107 名としております。

令和 7 年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等がないようですので、採決に入ります。

議第 2 号から議第 11 号までについて、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。

賛成多数と認め、議第 2 号から議第 11 号までは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 12 号「国保連合会理事及び監事の選任」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第 12 号 国保連合会理事及び監事の選任について、ご説明いたします。

議案書の 169 頁をお開き願います。

国保連合会規約第 20 条の規定に基づき、理事及び監事を別紙のとおり選任するものでございます。

171 頁をお開き願います。

理事及び監事の人数については、規約第 19 条に基づき、理事 15 名、監事 3 名としています。

次期の理事及び監事の皆様は、選出区分に記載の各団体よりご推薦をいただきました方々でございます。

なお、京都府町村会からの理事 1 名の推薦につきましては、後日となりますため、会員の皆様による書面による表決を行う予定としています。

任期は、理事、監事ともに令和 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

また、正副理事長、常務理事、総務委員会の正副委員長、委員の選任については、理事の互選等によるものとされているところ、各団体において、事前にご推薦をいただいていることを踏まえ、後日、理事の皆様による書面による表決を行う予定としています。

理事及び監事の選任についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等がないようですので、採決に入ります。

議第 12 号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 12 号は、原案のとおり承認いたします。

次に報告聴取に移ります。

令和 6 年度分の報告第 2 号「専決処分に付した令和 6 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）」から報告第 7 号「専決処分に付した令和 6 年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」までの 6 件を一括して事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議案書の 173 頁をお開き願います。

「報告第 2 号 専決処分に付した令和 6 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）」から 220 頁「報告第 7 号 専決処分に付した令和 6 年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」まで、6 件を一括してご説明いたします。

説明は、221 頁の「令和 6 年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要」を用いて、ご説明します。

221 頁をお開き願います。

これらの補正予算は、総会を招集する暇がなく、国民健康保険法第 25 条第 2 項に基づき、6 年 12 月 25 日付けで、理事の皆様方による専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づき、総会に報告するものでございます。

まず、報告第 2 号は一般会計の補正で、補正額が 5 億 5,676 万 5 千円、補正後の額が 6 億 6,169 万 2 千円、補正予算の内容は、事業運営安定化積立金及び定期預金利子を財源とし、一般会計へ繰入れ後、各特別会計へ繰出す補正及び、繰越金を財源とし、令和 6 年京都府人事委員会の「職員の給与等に関する報告・勧告」に基づき、本会職員給与規程を改正し、給料及び期末・勤勉手当等の引上げを行う補正でございます。

次に、報告第 3 号は診療報酬審査支払特別会計の業務勘定の補正で、次頁をお開きいただき、補正額が 9,903 万 1 千円、補正後の額が 24 億 6,420 万 1 千円、補正予算の内容は、一般会計からの繰入れを財源とした、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化の

ための積立資産への積立てでございます。

次に、報告第4号は介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定の補正で、補正額が8,129万6千円、補正後の額が6億2,168万4千円、補正予算の内容は、一般会計からの繰入りを財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

次に、報告第5号は障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定の補正で、補正額が1,401万8千円、補正後の額が2億974万1千円、次頁に参りまして、補正予算の内容は、一般会計からの繰入りを財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

報告6号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定の補正で、補正額が3億5,647万1千円、補正後の額が17億4,297万7千円、補正予算の内容は、一般会計からの繰入りを財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

最後に、報告第7号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定の補正で、補正額が354万9千円、補正後の額が9,633万4千円、補正予算の内容は、一般会計からの繰入りを財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

令和6年度国保連合会の理事専決による補正予算の報告は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議長)

特にご質問がないようですので、ご承認いただいたものといたします。

以上で議決事項の審議及び報告事項の聴取は終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務課長)

議案書の225頁をお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果を報告いたします。

今回の監査においては、システムの開発やセキュリティ管理等を中心としたIT全般統制の管理体制について監査が実施されましたが、担当部長をシステム統括管理者として配置し、IT統制部門として各課題に取り組んでいるなど、整備状況に問題はないとの報告がありました。

今後につきましても、引き続きIT統制の維持・強化に努めて参ります。

外部監査結果報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問もないようですので、これをもちまして通常総会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申しあげまして、議長を
退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(事務局)

西島町長、ありがとうございました。

最後になりますが、本会役員の改選により、3月末でご退任されます中小路 健吾理事長
よりご挨拶をいただきます。

(理事長退任挨拶)

3月末に理事長としての任期満了を迎えるに当たりまして、一言、ご挨拶を申しあげま
す。

令和5年4月に理事長に就任して2年間、皆様方のご協力をいただき、無事、任期を終
えられることに、心からお礼を申しあげます。

この間、国保連合会では、「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、支払基金との
審査基準の統一化や国保総合システムの更改に伴うクラウド化などに取り組んで参りまし
た。

国が推進する医療・介護DXを実現するためには、国保連合会の果たす役割が、益々、重
要になって参ります。

医療・保健・介護・福祉など、保険者や市町村の業務を幅広く支援する総合専門機関とし
て、今後とも、国保連合会の事業運営が円滑に進められることを、心から祈念申しあげま
して、退任の挨拶といたします。

大変お世話になりました。

皆さん、ありがとうございました。